

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福井県子ども会育成連合会（以下「この法人」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる「全ての子ども会関係者」が、青少年の健全育成に資するこの法人の目的を自覚し、不断の努力と自己規律に努め、公正かつ適正な事業活動をとおして、社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程において、対象となるものは、この法人の役員と職員（役職員）、正会員、県ユース・リーダー、及び各市町子連の役員・会員（事務局）、県内子ども会指導者・育成者、さらに安全共済会制度に基づき登録を行っている会員など、この法人にかかわる県内「全ての子ども会関係者」である。

(組織の使命および社会的責任)

第3条 この法人は、その設立の趣旨および定款の目的に従い、広く青少年の健全育成に貢献すべき重要な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の内部規程等を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

(遵守事項)

- 第6条 役職員及び正会員等は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、経済的利益の供与又は授受等の不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- 2 役職員及び正会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
 - 3 役職員及び正会員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを律し、この法人の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(私的利益の禁止)

第7条 役職員及び正会員等は、この法人の目的を十分自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第8条 役職員及び正会員等は、その職務の遂行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示、その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(組織)

第10条 この法人の倫理規程に関わる組織として、以下のものを置く。

- (1) 倫理担当理事
- (2) 倫理委員会

(倫理担当理事)

第11条 倫理担当理事は、理事会の決議により会長が任命する。

- 2 倫理担当理事は、必要に応じ、この法人の倫理状況について理事会に報告する。
- 3 倫理担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) 倫理規程の普及・定着の最終責任者
 - (2) 倫理違反事例の対応の統括責任者
 - (3) 倫理委員会の委員長
 - (4) 各内部規程等の法的側面からの検証
 - (5) その他役職員及び正会員等からの問合せ事項に関する法的側面からの助言等

(倫理委員会)

第12条 倫理委員会は倫理担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) 倫理規程の普及及び施策の検討と実施
 - (2) 倫理規程違反事件についての調査・分析・検討
 - (3) 倫理規程違反再発防止策の策定
 - (4) その他、倫理担当理事が諮問した事項
- 2 倫理委員会は、倫理担当理事を委員長とし、代表理事、業務執行理事、総務委員会副委員長、研修委員会副委員長、育成指導委員会副委員長、広報委員会副委員長を委員として構成する。
- 3 監事は、倫理委員会に出席し、必要な意見を述べることができる。

(倫理委員会の開催)

第13条 倫理委員会は、委員長の招集により、開催することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時倫理委員会をいつでも招集することができる。

(報告・連絡・相談ルート)

第14条 役職員及び正会員等は、倫理規程違反行為又はその恐れがある行為を発見した場合は、速やかに倫理担当理事に報告する。

- 2 倫理担当理事は、前項の報告又は内部通報等で倫理規程違反又はその恐れがある行為を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討する。
- 3 倫理委員会は、必要に応じて、弁護士などの外部の専門家や専門機関等の助言を得て諮問に答えることができる。

(違反による処分等)

第15条 役職員及び正会員等が、遵守事項に違反する行為を行った恐れがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員及び正会員等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 役員の処分については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第26条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 正会員等の処分については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第9条に基づき取り扱うものとする。
- (3) 職員の処分は、本会の就業規則に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長については、理事会の決議によるものとする。
- (4) その他、この法人以外の関係組織や機関等との連携が必要な場合は、倫理委員会の意見を聴取したうえ、必要に応じて適切に連携を図って対応し、決定していくものとする。

(研鑽)

第16条 この法人は、必要に応じて、役職員及び正会員等に対して倫理規程やコンプライアンス等に関する研修を行うものとする。

- 2 役職員及び正会員等は、この法人の事業推進のために、自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第17条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。